

○学校法人筑紫女学園特定個人情報等の取扱いにおける委託に関する細則

平成27年12月28日

規程第26号

最近改正 平成30年5月31日

(趣旨)

第1条 この細則は、学校法人筑紫女学園特定個人情報等の取扱いに関する規程（平成27年則第7号。以下「規程」という。）第44条第4項の規定に基づき、学校法人筑紫女学園（以下「本学園」という。）が保有する特定個人情報等の個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合、当該委託先において個人番号関係事務の安全管理措置が適切に講じられるための具体的な事項を定めるものとする。

(定義の準用)

第2条 この細則における用語の定義は、規程第4条を準用する。

(委託先における安全管理状況の把握)

第3条 統括責任者は、委託先における特定個人情報等の安全管理の状況（個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化、特定個人情報等の範囲の明確化、事務取扱担当者の明確化、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を含む。）をあらかじめ確認しなければならない。

(委託契約)

第4条 規程第44条第2項第2号の委託先の安全管理措置を遵守させるために必要な契約とは、次の各号に掲げる規定を盛り込んだ契約をいう。

- (1) 秘密保持義務に関する規定
- (2) 事業所内からの特定個人情報の持出しを禁止する規定
- (3) 特定個人情報等の目的外利用を禁止する規定
- (4) 再委託の条件に関する規定
- (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
- (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定
- (7) 従業者に対する監督・教育に関する規定
- (8) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化に関する規定
- (9) 第5条に規定する状況監査に関する規定
- (10) 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

(状況調査)

第5条 統括責任者は、委託先において特定個人情報等の安全管理が適切に行われていることについて、状況調査をするものとする。

(体制の確認)

第6条 統括責任者は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合、関係法令に基づき適切な対応がなされ、速やかに本学園に報告される体制になっていることを確認しなければならない。

(再委託)

第7条 委託先は、本学園の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。なお、再委託先が再委託する場合も同様とする。

(再委託の際の契約)

第8条 本学園は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約に第4条各号に規定する規定を盛り込ませなければならない。

(再委託の際の監督)

第9条 統括責任者は、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていることを監督する。

(事務)

第10条 この細則に関する事務は、法人本部総務部が担当する。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、法人本部事務局長が行う。

附 則

この細則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年6月1日から施行する。